

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

目次

●特別徴収事務のご説明

- 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について… 1
- 特別徴収の取扱いについて…………… 4
- 市民税・県民税・森林環境税の賦課について…………… 5～6
- 退職金を支払うときは…………… 7～8
- 納入書について…………… 9～10
- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(記入例)… 11～13
- 特別徴収
- 普通徴収から特別徴収への変更依頼書(記入例) …… 14

●各種関係書類

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(2部)☆★巻末折込
特別徴収
- 退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額内訳書☆★… 8
- 普通徴収から特別徴収への変更依頼書☆★…………… 15
- 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書☆★…………… 16
- 指定通知書…………… 17
- 納入書1部(予備)☆ …… 18～19

上記書類の内
☆印のものは、生駒市公式ホームページ
(<https://www.city.ikoma.lg.jp/>) よりダウンロードできます。

[トップ](#)→[しごと・産業](#)→税金に関する申請書ダウンロード

★印のものは、eLTAXでも届出できます。
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

生駒市	市区町村コード
	292095

◎ 納入場所 (下記又は生駒市役所にて納入してください)

金融機関
南都銀行 京都銀行
京都中央信用金庫 奈良信用金庫
大和信用金庫 近畿労働金庫
奈良県農業協同組合
以上の本支店
全国のゆうちょ銀行又は郵便局

※金融機関の統廃合によって納入場所が変更される場合があります。
※近畿2府4県以外のゆうちょ銀行で納入される場合は指定通知書の提出が必要となりますのでご注意ください。(17ページ参照)

※上記以外の納入方法については、収税課までお問い合わせください。

◎ 月割額の納期限

6月分	令和8年7月10日(金)
7月分	〃 8月10日(月)
8月分	〃 9月10日(木)
9月分	〃 10月13日(火)
10月分	〃 11月10日(火)
11月分	〃 12月10日(木)
12月分	令和9年1月12日(火)
1月分	〃 2月10日(水)
2月分	〃 3月10日(水)
3月分	〃 4月12日(月)
4月分	〃 5月10日(月)
5月分	〃 6月10日(木)

【退職・転勤などの異動があったときは？】

異動届出書の記入例… P 11～P 13 (届出書は、巻末に折込)

【月割額に変更があったときは？】

納入書の金額の訂正方法… P 9

生駒市役所 課税課 市民税係



〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号
電話 (0743) 74-1111 内線7120～7123
FAX (0743) 74-1333

※このしおりは、特別徴収の各種手続に必要となりますので、大切に保管してください。

特別徴収義務者様

生駒市

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

平素は当市の税務行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収の関係書類を送付いたします。

業務ご多忙のこととは存じますが、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

関係書類

○ 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

令和6年度から電子データでの受取を選択できるようになり、「電子データ（正本）」又は「書面（正本）」のどちらかでの受取となります。「電子データ（正本）」での受取の場合、外字についてはカタカナでの表記となる場合がございます。「書面（正本）」での受取の場合は、個人情報保護のため、圧着処理を行っています。開かずに納税者個人へ配布してください。（個人情報に記載されていますので取扱いにご注意ください。）

○ 通知書の内容

年度当初の通知書は、4月14日までに受付した異動届の内容で作成しています。

以後の受付分は6月初旬以降に変更通知書を送付する場合があります。従業員様が3月17日以降税務署に確定申告された場合は、6月初旬以降に変更通知書を送付する場合がありますので、ご注意ください。

主な税制改正

○ 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が10万円引き上げられ、65万円（改正前：55万円）となりました。

よって、給与収入が190万円以下の場合は、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります。（給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額は変更ありません。）

○ 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

控除の種類	所得要件	改正前	改正後
配偶者控除・扶養控除	同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親控除	ひとり親が有する「生計を一にする子」の総所得金額等	48万円	58万円
寡婦控除	寡婦控除（離別の場合）の子以外の扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
雑損控除	雑損控除の適用を認められる生計を一にする配偶者その他親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生控除	勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者等の必要経費の特例	必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

○ **大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設**

特定親族特別控除が創設され、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者及び青色事業専従者等を除く。）で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に所得控除の適用が受けられるようになりました。

※あくまで一部控除を認めるものであり、合計所得金額が58万円を超えるため控除対象扶養親族には該当しません。

合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

○ **子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充の延長**

令和7年度から適用された税制改正において、「19歳未満の扶養親族を有する世帯」または「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」のいずれかに該当した者が、認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合に住宅ローン控除の借入限度額を上乗せする措置が講じられましたが、この措置が令和7年中に入居した場合にも延長されました。

住宅の区分	改正後	改正前
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

特別徴収の取扱いについて

1 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

納税者の便宜を図る目的から、給与支払者が毎月の給与を支払う際に、納税者に代わって、その年税額を6月から翌年の5月まで12回に分けて、給与から差し引いて納めていただく方法です。

2 特別徴収義務者とは

地方税法及び市税条例の規定によって指定を受けられた給与の支払者をいいます。原則として毎年5月31日までに市から「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」を送付します。特別徴収義務者は毎月定められた税額（月割額）を給与から差し引いて定められた期限までに納入しなければなりません。

3 毎月の給与から差し引く月割額

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に基づいて、差し引いてください。ただし、市から税額変更の通知があれば、その通知に基づく税額を差し引いて納入してください。

4 納税者が退職又は転勤された場合の手続

- 納税者が退職、休職、長欠、死亡等により給与の支払を受けなくなった場合は、「異動届出書」に必要事項を記入のうえ、その事由の発生した月の翌月の10日までに提出してください。
- 納税者が転勤（転職）された場合は、転勤先で引き続いて特別徴収によって徴収されることを納税者が希望すれば、特別徴収を継続いたします。この場合「異動届出書」に転勤先の名称と所在地及び何月分から徴収することになるか、その他必要な事項を記入のうえ翌月の10日までに提出してください。

※「異動届出書」を作成の際は、「異動届出書（記入例）」（P11～P13）を参照のうえ、記入漏れがないよう正確に記入してください。

※納税者が退職・転勤した場合に、異動届が提出されないと、異動者の特別徴収税額が特別徴収義務者のもとに残ったままになります。このため、本来納入義務のない税額の納期限が過ぎると、督促状の発送等が行われることとなりますので、必ず提出してください。

5 退職等による未徴収税額の徴収

- 6月1日から12月31日の間に退職等をされた場合は、本人の申出により、最後に支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収してください。申出がない場合は、普通徴収の方法で未徴収税額を本人に納付していただくこととなりますが、できる限り一括徴収で納入して下さるようご指導をお願いします。
- 1月1日から4月30日の間に退職等をされた場合は、本人の申出がなくとも、最後に支払われる給与又は退職手当等から、未徴収税額を一括徴収してください。

※退職等によって一括徴収した税額を納入する場合は、その月の通常の税額に加算した金額を「納入書」の「給与分」の欄に記入のうえ納入してください。「退職所得分」の欄は、退職所得に係る税額欄です。

6 普通徴収から特別徴収への変更について

本人の希望や就職等の理由で、普通徴収から特別徴収へ変更する場合は、「普通徴収から特別徴収への変更依頼書」（P15）を提出してください。

7 納入についてのご注意

- 納期限までに税金を納入されない場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間日数に応じ、地方税法に定める割合で計算した金額の延滞金を加算して納入していただくこととなります。
- 督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに、この督促に係る徴収金を完納されないときは、滞納処分を受けることとなります。
- 退職された納税者には、納税者自身が未徴収税額を納付するために、個人用の納税通知書及び納付書を送付しますので、納税者には特別徴収の納入書を渡さないでください。

8 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払を受ける方が常時10人未満である特別徴収義務者は、市長の承認を受けると、6月から11月まで及び12月から翌年の5月までの分を、それぞれ12月10日及び翌年の6月10日の2回で納入することができます。この特別徴収税額の納期の特例の適用を受けるためには申請書の提出が必要ですので、お問い合わせください。（申請用紙は生駒市公式ホームページよりダウンロードできます。）

なお、一度申請していただくと、以降の申請は不要です。

また、新たに申請された際には、納期の特例に基づく変更通知書を送付いたします。

市民税・県民税・森林環境税の賦課について

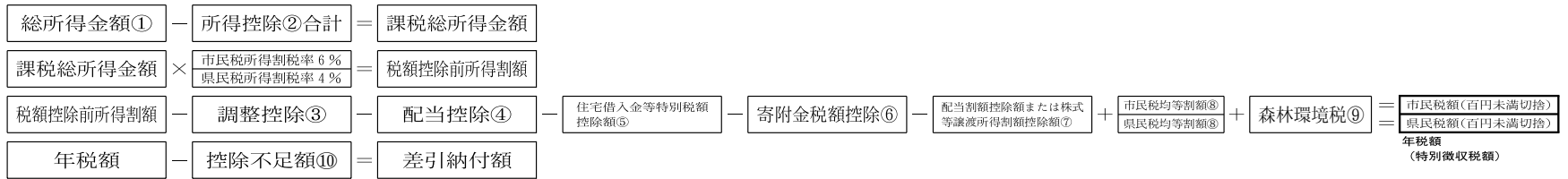
- 1 納税義務者 令和8年1月1日現在、生駒市内に住所を有する個人で前年中に所得のあった人
- 2 非課税者 (ア) 令和8年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
 (イ) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
 (ウ) 税法上の扶養親族がいない場合、前年中の合計所得金額が41万5千円以下の人
 (エ) 税法上の扶養親族がいる場合、前年中の合計所得金額が下記の式で算定した金額以下の人

$$31万5千円 \times (\text{税法上の扶養親族の人数} + 1) + 28万9千円$$

※税法上の扶養親族の人数には、控除対象配偶者と年齢16歳未満の扶養親族も1人として数えます。(年齢16歳未満の扶養親族の控除額はありませぬ。)

※合計所得金額とは、繰越控除前の総所得・山林所得と、繰越控除・特別控除前の分離所得(山林所得を除く。)の合計金額です。

3 税額の計算法



①総所得金額…分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

②所得控除

雑損控除	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)		
社会保険料控除等	支払金額		
地震保険料控除	控除金額	控除額	
	保地 除料震	50,000円以下のとき 支払金額の½ 50,000円超のとき 25,000円	
	旧長期 契約	5,000円以下のとき 全額 5,000円超15,000円以下のとき 支払金額の½+2,500円 15,000円超のとき 10,000円	
		地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円	
	生命保険料控除	支 払 金 額	控 除 額
新契約	12,000円以下のとき 全額 12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の½+6,000円 32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の¼+14,000円 56,000円超のとき 28,000円	旧契約 15,000円以下のとき 全額 15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の½+7,500円 40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の¼+17,500円 70,000円超のとき 35,000円	
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計(限度額28,000円)		
勤労学生控除・寡婦・ひとり親	勤労学生・寡婦 26万円 ひとり親 30万円		
障害者控除	普通障害 26万円 特別障害 30万円 同居特別障害 53万円		
配偶者控除	納税者本人の所得金額 900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下 一般 33万円 22万円 11万円 老人 38万円 26万円 13万円	配偶者特別控除 900万円以下 950万円以下 950万円超1,000万円以下 11万円 8万円 4万円 6万円 4万円 2万円 3万円 2万円 1万円	
扶養控除	一 般 33万円 特定(19~22歳) 45万円 老 人 38万円 同居老親等 45万円	特定親族特別控除 特定親族所得金額 控除額 58万円超95万円以下 45万円 95万円超100万円以下 41万円 100万円超105万円以下 31万円 105万円超110万円以下 21万円 110万円超115万円以下 11万円 115万円超120万円以下 6万円 120万円超123万円以下 3万円	
基礎控除	納税者本人の所得金額 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円		

③調整控除

合計課税所得金額が200万円以下の者
次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者
次の③の金額から④の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
③下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
④合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額				
基礎控除	5万円	扶養一般	5万円	老人	10万円		
		控除	特 定	18万円	同居老親等	13万円	
障害者控除	普通	1万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超	950万円超	
	特別	10万円		950万円以下	1,000万円以下		
	同居特別	22万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
寡婦控除	1万円	老人		10万円	6万円	3万円	
ひとり親控除	父	1万円					
	母	5万円					
勤劳学生控除	1万円						

④配当控除

種 類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

⑤住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3 / 5	県民税	2 / 5
-----	-------	-----	-------

⑥寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額
①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
②奈良県共同募金会又は日本赤十字社奈良県支部に対する寄附金
③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として奈良県又は生駒市の条例で定めるもの
④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として奈良県又は生駒市の条例で定めるもの
ただし上記①のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、次の表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

⑦配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区 分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3 / 5	2 / 5

⑧均等割額（年額）

市民税	3,000円	県民税	1,500円
-----	--------	-----	--------

（県民税には奈良県森林環境税500円を含む。）

⑨森林環境税（年額）

国 税	1,000円
-----	--------

⑩控除不足額

所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

退職金を支払うときは

退職所得（退職手当等）に係る市民税・県民税については、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等を支払う際に、特別徴収していただくことになっています。

1 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、生駒市内に居住している人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除かれます。

2 退職所得控除額の計算

次の表により計算してください。

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)	障害者になったことに直接 基因して退職された場合は 左記により計算した金額に 100万円が加算されます。
20年を超える場合	70万円×(勤続年数-20年) +80万円	

3 退職手当等に係る市民税・県民税の税額の算出

(1) その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を控除した差額を求めます。

(2) (1)で求めた金額に2分の1を乗じて、退職所得の金額を求めます。(1,000円未満の端数切り捨て)

※ただし、勤続年数5年以内の法人役員等の退職金及び役員等以外で勤続年数が5年以下の方の300万円を超える部分のある場合については除きます。

(3) (2)で求めた退職所得の金額に、市民税は6%、県民税は4%をそれぞれ乗じて市民税額(A)、県民税額(B)を算出します。(100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨て)

退職所得の金額	×	税率		=	税額	
		市民税	県民税		市民税額 (A)	県民税額 (B)
		6%	4%			

※(それぞれ100円未満の端数切り捨て)

4 納入手続

退職手当等を支払われる際、所得税と同様に市民税・県民税を徴収し、徴収した月の翌月の10日までに給与分の特別徴収税額とあわせて金融機関等にて納入してください。

納入書の作成にあたっては、必ず退職所得分金額欄に納入金額を記載してください。

また、P8の「個人市民税個人県民税 納入申告書」及び「退職所得に係る市民税・県民税特別徴収税額内訳書」は生駒市役所課税課市民税係へ提出してください。

(納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」への記載でも構いません。)

納入書について

納入書はコンピュータ（光学読取装置）で処理しています。

税額はあらかじめ印字していますので、税額に変更がない場合は、何も記入せず納入してください。

税額変更等がある場合でも、納入書は新たに送付していません。お手数ですが下記及び右の記入例を参照のうえ納入してください。

- (1) 用紙を折ったり曲げたり、汚したりしないでください。
- (2) 黒のボールペンで記入してください。
- (3) 数字は、数字記入例に従って書いてください。
- (4) 数字は、所定のワクからはみ出ないように注意してください。
- (5) 納入金額(2)（手書き欄）において、合計額欄には必ず金額を記入してください。また、記入するとき、¥記号は書かないでください。

○数字記入例

良い例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

悪い例

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

上を離さない カギをつけない 上をふさがない 横線を離さない 横線を出さない 上につき出たり鋭くない 離さない

なお、OCR納入書を利用されていない場合は、本紙「P 18～P 19」の納入書をご利用ください。

－ 記 入 例 －

○月割額に変更があった場合

「納入金額(1)」欄の印字済の金額を抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」と「合計額」の欄にそれぞれ変更後の金額を記入してください。

奈良県 生駒市		個人市民税 森林環境税		納入通知書 ㊤	
市区町村コード	2:9:2:0:9:5	口座番号	00960-5-960179	加入者名 生駒市会計管理者	
99999999999999999999999999999999		99999999999999999999999999999999		99999999999999999999999999999999	
年	08	月	09	日	7
納入金額(1)	円 15000				
納入金額(2)	円 20000				
給与分 (所得税) (控除含む)	20000				
退職所得分					
延滞金					
督促手数料					
合計額	20000				
納期	令和 年 月 日				
大阪府金事務センター (〒539-8794)					

○予備の納入書を使用する場合

該当月分の納入書のほかに、2枚予備の納入書がついています。変更税額等の記入に際し、書き損じなどが生じた場合にご利用ください。記入していただくのは、「納入月」欄と「納入金額(2)」欄です。

奈良県 生駒市		個人市民税 森林環境税		納入通知書 ㊤	
市区町村コード	2:9:2:0:9:5	口座番号	00960-5-960179	加入者名 生駒市会計管理者	
99999999999999999999999999999999		99999999999999999999999999999999		99999999999999999999999999999999	
年	08	月	09	日	7
納入金額(1)	円 *****				
納入金額(2)	円 15000				
給与分 (所得税) (控除含む)	15000				
退職所得分					
延滞金					
督促手数料					
合計額	15000				
納期	令和 年 月 日				
大阪府金事務センター (〒539-8794)					

市民税
県民税
森林環境税
給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

1 現年度 2 新年度 3 両年度

受付印
8

生駒 市長
令和 8 年
12 月 26 日 提出

〒 630-0288
所在地 生駒市東新町8-38
名称 O×商事株式会社
個人番号又は法人番号 1111111111111111

担当 係氏名 人事課 給与係
氏名 生駒花子
電話 0743-74-1111
内線 288

7 年度 指定番号 7 0010009
宛名番号 1
8 年度 指定番号 7 0010009
宛名番号 1

給 与 所 得 者	フリガナ	イコマ イチロウ		新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望 のみによる普通徴収への 切替はできません。	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ※必ず下欄も 記載してください	1月1日以降 退職時までの 給与支払額					
	氏名	生駒 一郎					例) 11月10日納期の場合→10月分	6 月分 12 月分まで				1 月分 5 月分まで	令和 8 年 12 月 19 日	1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他(下にその理由を記載)	下記の番号 のみ記入→	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	
	生年月日	1 明治 4 平成	2 大正 5 令和	3 昭和 0 西暦	32 年 7 月 21 日									番号を記入	1 ←	2	4,000,000
	個人番号	1 2 3 4 5 × × × 6 7 8 9												8 年	1 ←	2	4,000,000
住所	1月1日 現在	生駒市本町3-11				360,000	120,000	240,000	12 月 19 日		① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	控除社会 保険料額					
異動後		同上										200,000					
											退職所得等の支払額 (支払予定額)	10,000,000 円	勤続年数 20 年				

①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収をする場合に記入してください。) ※新しい勤務先への連絡が必須です※

(特別徴収義務者) 新しい勤務先	所在地	〒		特別徴収指定番号	担当氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月割額 [] 円 を [] 月分 (翌月10日納期)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額お伝えください。
	フリガナ			法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		受給者番号
	名称					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1 ←	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 (ウ)と同額 を右覧に記入	240,000 円	左記の一括徴収した税額は、	1 月分(翌月10日納期) で納入します。
--------------	--	---------------------------	-----------	---------------	--------------------------

③普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	※異動年月日が1月1日~4月30日の場合や、海外へ転出される場合などは、原則一括徴収してください。	注意事項
	1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。	・この書類の提出期限は原則該当の従業員等の異動があった翌月10日までです。 ・該当の従業員の死亡退職の場合は、『相続人代表者指定届』 国外に出国される場合は『納税管理人申告書・承認申請書』の提出が必要です。 詳しくは生駒市課税課市民税係にお問い合わせください。

※A4サイズに複写して
ご使用ください。

整理番号

1 現年度 2 新年度 3 両年度

受付印
8

普通徴収から特別徴収への変更依頼書

(あて先) 生駒 市長 令和 8 年 8 月 10 日 提出 5 令和 0 西暦	給与(特別徴収義務者) 支給者	所在地(住所) 〒 630-0288 生駒市東新町8-38	特別徴収義務者指定番号 7	新規 新規の場合は、納入書の送付 ① 必要 2 不要
		フリガナ マルバツショウジカブシキガイシャ	生駒市作成の納付書の送付	
		名称 〇×商事株式会社	連絡先	
		代表者の職氏名 生駒 太郎	係 人事課 給与係	
法人番号(個人事業主は個人番号) 1111111111111111		氏名 生駒花子	電話 0743-74-1111 内線 288	
新規特別徴収者(給与所得者)		1. 年度途中から開始する場合 ※普通徴収(個人納付)の納期が過ぎたものは変更できません。		
フリガナ イコマ イチロウ		(ア) 年税額 360,000 円	(イ) 納付(入)済税額 180,000 円	(ウ) 差引徴収税額(ア)-(イ) 180,000 円
氏名 生駒 一郎		上記の未徴収税額(ウ)を 10 月分(翌月10日納期限分)から特別徴収します。		
生年月日 6 年 7 月 21 日		2. 新年度から開始する場合 <input type="text"/> 年度(次年度)から特別徴収します。		
1月1日の住所 生駒市本町3-11		受給者番号 5678	異動年月日 8 年 9 月 2 日	
現住所 同上		普通徴収通知書番号 123456	口座振替該当の有無 有・無	月割額の事前連絡 9 月 1 日までに徴収税額の連絡が必要

過去に生駒市からの指定を受けていた場合は、その義務者指定番号をお使いください。
新規の場合は〇印をつけてください。

※注意事項※

- 特別徴収の開始を希望する月の前月の10日までに提出してください。
- 普通徴収の納期限が過ぎた分の税額は、特別徴収へ変更できませんのでご本人に納めていただきますようお願いください。
- 二重納付を防止するため、可能であれば、ご本人あてに送付された納付書を同封してください。
- 普通徴収で口座振替納付を利用している場合は、申請の時期によって特別徴収への変更が間に合わないことがあります。
- 上記(ア)～(ウ)の金額について、新年度の納税通知書がまだご本人に送付されていない場合は記入不要です。
- 昭和36年4月2日以前生まれの方の年金所得に係る市・県民税については、原則給与天引きできませんので、ご了承ください。

※生駒市記入欄

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

※A4サイズに複写して
ご使用ください。

整理番号

1 現年度 2 新年度 3 両年度

普通徴収から特別徴収への変更依頼書

受付印
8

(あて先) 生駒 市長 5 令和 0 西暦 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒																				
		フリガナ																					
		名称																					
		代表者の 職氏名																					
		法人番号 (個人事業主は個人番号)																					
		特別徴収義務者 指定番号	7																				
		生駒市作成の 納付書の送付	新規の場合は、納入書の送付 1 必要 2 不要																				
		連絡先	係																				
			氏名																				
			電話								内線												
新規特別徴収者 (給与所得者)												1. 年度途中から開始する場合 ※普通徴収(個人納付)の納期が過ぎたものは変更できません。											
フリガナ		(ア) 年税額		(イ) 納付(入)済税額				(ウ) 差引徴収税額 (ア)-(イ)															
氏名		円		1・2・3・4・随 期分まで 円				1・2・3・4・随 期分まで 円															
生年月日		1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 0 西暦		年		月		日															
1月1日の 住所		上記の未徴収税額(ウ)を										月分(翌月10日納期限分)から特別徴収します。											
現住所		2. 新年度から開始する場合										年度(次年度)から特別徴収します。											
普通徴収 通知書番号		口座振替該当の 有無		有・無		受給者番号		異動年月日		5 令和 0 西暦 年 月 日													
						月割額の事前連絡		(必要な場合のみ記入してください) 月 日までに徴収税額の連絡が必要															

過去に生駒市からの指定を受けていた場合は、その義務者指定番号をお使いください。
新規の場合は○印をつけてください。

※注意事項※

- 特別徴収の開始を希望する月の前月の10日までに提出してください。
- 普通徴収の納期限が過ぎた分の税額は、特別徴収へ変更できませんのでご本人に納めていただきますようお願いください。
- 二重納付を防止するため、可能であれば、ご本人あてに送付された納付書を同封してください。
- 普通徴収で口座振替納付を利用している場合は、申請の時期によって特別徴収への変更が間に合わないことがあります。
- 上記(ア)～(ウ)の金額について、新年度の納税通知書がまだご本人に送付されていない場合は記入不要です。
- 昭和36年4月2日以前生まれの方の年金所得に係る市・県民税については、原則給与天引きできませんので、ご了承ください。

※生駒市
記入欄

ゆうちょ銀行の指定について

特別徴収税額を納入する際、近畿2府4県※以外に所在するゆうちょ銀行を利用する場合は、当市の取扱金融機関として指定しなければなりません。右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行を記載のうえ、当初納入するときに、そのゆうちょ銀行に提出してください。

なお、下欄にもご記入のうえ、控えとして保管願います。

※大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県

(特別徴収義務者の提出控)

貴事業所の納入指定ゆうちょ銀行
所在地
名 称

年 月 日

ゆうちょ銀行 様

生 駒 市 長
(公印省略)

指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、本市の市県民税・森林環境税（特別徴収税額）納入取扱金融機関に指定したので通知します。

- | | | |
|---------------|---------------------|---------|
| 1 認 可 番 号 | 貯 業 | 第 109 号 |
| 2 口 座 番 号 | 00960-5-960179 | |
| 3 加 入 者 名 | 生 駒 市 会 計 管 理 者 | |
| 4 取 り ま と め 店 | 大 阪 貯 金 事 務 セ ン タ ー | |

奈良県 生駒市
市区町村コード
292095

個人市民税 個人県民税 個人環境税
領収証書 (公)

口座番号	加入者名
00960-5-960179	生駒市会計管理者
年 月分	指 定 番 号
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)
	退 職 所 得 分
	延 滞 金
	督 促 手 数 料
	合 計 額
納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名 称	
様	
上記のとおり領収しました。	
領収日付印	

(納入者保管)

奈良県 生駒市
市区町村コード
292095

個人市民税 個人県民税 個人環境税
納入書 (公)

口座番号	加入者名
00960-5-960179	生駒市会計管理者
年 月分	指 定 番 号
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)
	退 職 所 得 分
	延 滞 金
	督 促 手 数 料
	合 計 額
納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名 称	
上記のとおり納入します。	
※ 日 計	領収日付印
口 円	
※印はゆうちょ銀行において使用する欄です。	

(金融機関保管)

奈良県 生駒市
市区町村コード
292095

個人市民税 個人県民税 個人環境税
納入済通知書 (公)

口座番号	加入者名
00960-5-960179	生駒市会計管理者
年 月分	指 定 番 号
納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む)
	退 職 所 得 分
	延 滞 金
	督 促 手 数 料
	合 計 額
納 期 限	年 月 日
(特別徴収義務者) 住所又は 〒 所在地	
氏名又は 名 称	
納	
取りまとめ店	領収日付印
大阪貯金事務センター (〒539-8794)	
上記のとおり通知します。	
(受付店 → 南都銀行生駒支店 → 生駒市)	

(市役所保管)

※退職所得分を納入する際は、別紙「個人
市民税・県民税納入申告書」及び「退職
所得に係る市民税・県民税特別徴収税額
内訳書」をあわせて生駒市役所課税課市
民税係まで提出してください。